

運転者適性診断助成利用の取扱い

2019年4月1日

公益社団法人宮城県トラック協会

1 目的

公益社団法人宮城県トラック協会（以下「宮ト協」という。）は、事業用貨物自動車運転手の運転上の特性を把握することで、安全運転に役立たせ、もってトラック運送事業者の安定経営に寄与することを目的に、運転者適性診断に要する費用を助成する。

2 助成対象者

助成対象者は、トラック運送事業者（宮城県トラック協会会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。）（以下「事業者」という。）に雇用されている運転免許所有者で、運転業務に従事する者とする。

3 助成対象診断の種類

(1) 一般診断	約1時間20分	2,300円（全額助成）
(2) 初任診断	約1時間40分	4,700円（全額助成）
(3) 適齢診断	約1時間40分	4,700円（全額助成）

4 受診方法等

適性診断（一般診断、初任診断、適齢診断）については、独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所に委託しているため、申込み等については、同対策機構に照会すること。

1事業者当たりの助成人数は、宮ト協に届け出ている車両台数（会員名簿の登録車両台数）と同数を上限とする。

なお、予算枠に達したときは、その時点までとする。

5 助成金の返還

宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。